

福岡市公報

平成28年1月7日 第6269号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目次— 告 示

ページ

○地縁による団体の規約に定める目的、区域及び事務所の所在地の 変更（第1号）	1
---	---

公 告

○福岡都市計画道路事業の認可（第2号）	2
○福岡都市計画道路事業の認可（第3号）	3
○福岡都市計画道路事業の認可に伴い送付を受けた図書の縦覧（第4号）	3
○福岡都市計画道路事業の認可に伴い送付を受けた図書の縦覧（第5号）	4
○建築協定の認可申請（第6号）	4

東 区

○自動車臨時運行許可番号標の失効（告示第1号）	4
-------------------------------	---

正 誤

○平成27年10月29日付第6251号（別冊）中正誤	5
----------------------------------	---

告 示

福岡市告示第1号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

平成28年1月7日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	規約に定める目的	区 域	事務所の所在地
-----	-----	----------	-----	---------

変更前	水崎隣組	以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより，良好な地域社会の維持及び形成に資すること。 (1) 会員相互の連絡に関すること。 (2) 美化，清掃等区域内の環境整備に関すること。 (3) 公民館施設，その他隣組の資産維持管理と運営に関すること。 (4) 文化，レクリエーションと福利，厚生に関すること。 (5) その他，目的達成に必要なこと。	福岡市西区大字太郎丸661番1から684番3まで（661番2を除く。），687番1から689番1まで，692番1から694番3まで，750番，750番1，751番，948番1から963番まで（948番2を除く。）及び1115番	福岡市西区大字太郎丸948番地の1（公民館）
変更後		以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより，良好な地域社会の維持及び形成に資すること。 (1) 会員相互の連絡に関すること。 (2) 美化，清掃等区域内の環境整備に関すること。 (3) 集会所施設，その他隣組の資産維持管理と運営に関すること。 (4) 文化，レクリエーションと福利，厚生に関すること。 (5) その他，目的達成に必要なこと。	福岡市西区大字太郎丸659番地3，661番地1から684番地3まで（661番地2を除く。），687番地1から689番地1まで，692番地1から694番地3まで，750番地，750番地1，751番地，948番地1から963番地まで（948番地2を除く。）及び1115番地	福岡市西区大字太郎丸948番地1（集会所）

公 告

福岡市公告第2号

福岡県知事による都市計画事業の認可の告示があったので，都市計画法第66条の規定により次のように公告する。

平成28年1月7日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・3・41号博多駅六本松線
- 2 施行者の名称
福岡市
- 3 事務所の所在地
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
- 4 事業地の所在
福岡市中央区谷一丁目, 六本松三丁目及び六本松四丁目地内

福岡市公告第 3 号

福岡県知事による都市計画事業の認可の告示があったので、都市計画法第66条の規定により次のように公告する。

平成28年 1 月 7 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・3・183号長尾橋本線及び 3・4・46号西新早良線
- 2 施行者の名称
福岡市
- 3 事務所の所在地
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
- 4 事業地の所在
福岡市城南区飯倉一丁目, 茶山一丁目, 茶山五丁目, 茶山六丁目, 七隈一丁目及び七隈二丁目並びに早良区飯倉二丁目, 飯倉四丁目及び飯倉五丁目地内

福岡市公告第 4 号

都市計画法第62条第 2 項の規定に基づき、福岡県知事による都市計画事業の認可に伴い送付を受けた図書を次のように公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則第49条の規定により公告する。

平成28年 1 月 7 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市役所（道路下水道局計画部道路計画課）
- 2 縦覧に供する図書
福岡都市計画道路事業 3・3・41号博多駅六本松線に係る事業地を表示する図面及び

設計の概要を表示する図書

福岡市公告第5号

都市計画法第62条第2項の規定に基づき、福岡県知事による都市計画事業の認可に伴い送付を受けた図書を次のように公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則第49条の規定により公告する。

平成28年1月7日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（道路下水道局計画部道路計画課）

2 縦覧に供する図書

福岡都市計画道路事業3・3・183号長尾橋本線及び3・4・46号西新早良線に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書

福岡市公告第6号

建築基準法第70条第1項の規定に基づき、建築協定の認可の申請があったので、同法第71条の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第71条の規定により当該建築協定書を本公告の日から20日間福岡市役所（住宅都市局建築指導部開発・建築調整課）において関係人の縦覧に供する。

平成28年1月7日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 建築協定の名称

内浜2丁目8，9，10組建築協定

2 建築協定区域

福岡市西区内浜二丁目1311番4ほか35筆

3 建築協定区域隣接地

福岡市西区内浜二丁目1311番5ほか31筆

東 区

福岡市東区告示第1号

自動車の臨時運行許可番号標が失効したので、次のように告示する。

平成28年1月7日

福岡市東区長 小 西 眞 弓

自動車の臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
福岡18-38 福岡	平成27年12月4日

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇所	正 誤	
平成27年 10月29日	第6251号 (別冊)	1	目次中	誤	(第123号)
				正	(第124号)
			下から 8行目	誤	福岡市規則第123号
				正	福岡市規則第124号

